

締約国に関する情報 SM	サンマリノ 一般情報	附属書 B 1 SM
国内官庁の名称	Patent and Trademark Office (San Marino) (特許商標庁 (サンマリノ))	
所在地	Via 28 Luglio 212, 47893 Republic of San Marino	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(378) 549 882 982	
電子メール	info@brevettiemarchi@pa.sm	
インターネット	http://www.usbm.sm	
ファクシミリ装置	(378) 549 883 856	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から1か月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
サンマリノの国民及び居住者のための管轄受理官庁	欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
サンマリノが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ²	欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

S M	サンマリノ (続き)	S M
国内官庁が認める手数料の支払方法	適用されない。国内官庁は受理官庁として行動しておらず、国内ルートを開鎖している。	
国際型調査に関するサンマリノの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	欧州特許を目的とする指定の場合 (欧州特許条約第67条, 第150条及び第158条参照) : (1) EPOの公用語の1つで公開された国際出願 : 公開に基づき, 侵害に対して, 状況において合理的な損害賠償を請求する権利を出願人に与える (2) EPOの公用語でない言語で公開された国際出願 : (1)に規定する保護は, EPOがその公用語の1つによって提供された国際出願を公開するまで効力を生じない	
サンマリノが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
欧州特許については, 附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照		